# 地方競馬全国協会 会報

## 第216号 平成13年4月

## 目 次

- 1.公示
  - 第78期騎手候補生の募集
- 2. 平成12年度第2回評議員会の開催
- 3. 平成13年度事業計画
- 4. 平成13年度予算
- 5. 地方競馬全国協会業務方法書の一部変更
- 6.地方競馬全国協会業務方法書の一部変更
- 7. 地方競馬全国協会会則の一部改正
- 8. 地方競馬全国協会組織規程の一部改正
- 9. 地方競馬全国協会年度代表馬等表彰規程の一部改正
- 10. 地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則の一部改正
- 11.地方競馬全国協会免許事務細則の一部改正
- 12. 地方競馬全国協会調教講習生入所選考及び騎手候補生入所試験事務細則の一 部改正
- 13.教養センター所則の一部改正
- 14.競馬関係事項
  - (1) 馬主および馬の登録数調べ
  - (2) 平成12年のきゅう舎関係者、競走馬等の年間表彰
  - (3) 平成12年度実施研修
- 15. 畜産関係事項
  - (1) 平成13年度畜産振興補助事業の申請内容聴取会の開催
  - (2) 平成13年度畜産振興補助事業の実施計画について
- 16.通 達

競馬法施行規則の一部改正について(農林水産省令第0号)

17.告 示

競馬法第1条第2項及び第4項の規定に基づき、競馬を行うことのできる市町の指定について(総務省告示第199号)

- 18.人事
- 19. できごと

## 1.公 示

第78期騎手候補生を下記のとおり募集する。

平成13年5月7日

地方競馬全国協会 会長 甕 滋

記

#### 1 募集人員

15 名程度

- 2 試験を行う場所及び日時
- (1) 第1次試験

#### ア 試験場

試験場名	所在地	電話番号
岩手県競馬組合競馬会館 地方競馬全国協会	岩手県盛岡市神明町3-29	(019) 625-2351
地方競馬教養センター 愛知県競馬組合競馬会館 園田競馬場 佐賀競馬場	栃木県那須郡塩原町大字接骨水43 愛知県名古屋市港区泰明町1-1 兵庫県尼崎市田能2-1-1 佐賀県鳥栖市江島町字西谷3256-228	(0287) 36-5511 (052) 661-9791 (06) 6491-0601 (0942) 83-4538

#### イ 日時

平成13年6月27日(水)午前10時開始 (備考)上記の試験場及び日時については、都合により変更することがある。

#### (2)第2次試験(第1次試験合格者のみ)

#### ア 試験場

地方競馬全国協会地方競馬教養センター以下「当協会教養センター」という。) (〒329-2807 栃木県那須郡塩原町大字接骨木ワコ443)

#### イ 日時

平成13年8月21日(火)から同年8月24日(金)までの間で受験者ごとに当協会が指定する日時(1泊2日)

(備考)日時については別途受験者本人に協会から通知する。 また、受験者の宿泊場所及び食事は、協会が用意する。

#### 3 受験者の資格

### (1)年齡等

平成13年4月1日現在15歳以上20歳以下(昭和55年4月2日から昭和61年4月1日までの間に 生まれた者)であること。

#### (2)学歴

中学校を卒業した者であること。

#### (3)身体

#### ア 身長

平成13年4月1日現在15歳及び16歳の者(昭和59年4月2日から昭和61年4月1日までの間に生まれた者。以下「16歳以下の者」という。)については、原則として163.0センチメートル以下、17歳以上20歳以下の者(昭和55年4月2日から昭和59年4月1日までの間に生まれた者。以下「17歳以上の者」という。)については、原則として165.0センチメートル以下であること。

#### イ 体重

16 歳以下の者については、43.0 和グラム以下、17 歳以上の者については、44.0 和グラム以下であること。

### ウ視力

両方の眼とも眼鏡(コンタクトレンズを含む)を用いないで6以上であること。

#### 工 色別力

全色盲又は全色弱でないこと。

#### オ 聴力

両方の耳とも強度の難聴でないこと。

(4) 乗馬経験

問わない。

(5) その他

ア 成年被後見人及び被保佐人又は破産者で復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられた者及び競馬法、 日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して 罰金の刑に処せられた者のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者の受験資格について審査し、申請者が受験資格に該当しない場合又は身体について明らかに 合格基準を満たさない場合には、申請を受け付けない。

#### 4 受験申請の手続き

- (1)受験申請に必要な書類等
  - ア 受験申請書
  - イ履歴書
  - ウ 住民票記載事項証明書(世帯全体のもの。提出日前か月以内に作成されたものに限る。)
  - エ 念書(成年被後見人及び被保佐人又は破産者で復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられた者及び競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者のいずれにも該当していない旨を記載して記名押印し、又は署名したもの)
  - オ 親権者又は後見人の同意書
  - カ 最終学校の学業成績証明書(封印したものに限る。学校の都合により交付が受けられない場合は、学校 長がその旨を証明した書類を提出すること。ただし、過去に受験した者で、最終学校卒業後に作成され た学業成績証明書を提出した者については、提出は必要ない。)
  - キ 健康診断書 (提出日前3 か月以内に作成されたものに限る。できる限り公立の病院、大学の附属病院 又は総合病院で受診すること。)
  - ク 写真3葉(端正な服装をした縦正面上半身脱帽のライカ版(縦6ミリメートル、横24ミルトル)の写真で、提出前3か月以内に撮影したもの。裏面に氏名を記載すること。)
  - ケ 受験者の住所氏名を明記した官製はがき。
  - (備考)1.上記のアからキまでの書類については、当協会所定の用紙を使用するものとし、用紙は当協会 教養センター又は別記の駐在員に申し出て受け取ること。 なお、郵送を希望する場合は、160 円分の切手を同封して当協会教養センターに請求すること。
    - 2.現にきゅう務員の認定を受けている者については、ウ及びエの書類の提出は必要ない。
    - 3.上記のウの書類については、申請者が外国人の場合には、これに代えて外国人登録済証明書を提出することになるので、当協会教養センターに問い合わせること。
    - 4.提出された応募書類は、一切返還しない。
- (2)受験申請書等の受付期間及び提出先

受験申請書等は、平成13 年 5 月 21 日(月)から同年 6 月 9 日(土)までの間に当協会教養センタ <del>(</del>〒 329-2807 栃木県那須郡塩原町大字接骨木ワトコ)443)に直接郵送するか、又は別記の駐在員を経由して同センターに提出すること。

- 5 試験科目
  - (1)第1次試験
    - ア 身体

身長及び体重の測定並びに視力、色別力及び聴力の検査

イ 学力

国語、数学及び社会の3科目についての筆記試験中学校卒業程度

ウ 人物

過去の受験歴、入所歴、競馬業務歴等についての書類審査

#### (2)第2次試験

ア 身体

身長及び体重の測定並びに視力、色別力及び聴力の検査

イ 運動機能

次の12種目による運動能力の検査

〔平衡性〕閉眼片足立ち

〔瞬発力〕垂直跳び

[筋持久力] 上体起こし、懸垂 [筋力] 握力、背筋力

ウ面接

口頭試問等による騎手及び騎手候補生としての適性審査

6 受験時の注意

受験者は、第1次試験の際には筆記用具を、第次試験の際には運動服上下および運動靴並びに宿泊に必要な衣類、洗面用具等を持参して、所定の試験場に定刻30分前までに集合すること。

7 受験場の変更

受験申請書等の提出後やむを得ない理由により第次試験の受験場の変更を希望する者は、あらかじめ当協会教養センター又は別記の駐在員に申し出て受験場を変更することができる。

#### 8 合格基準

当協会騎手候補生入所試験合否判定基準に基づき判定し、第次試験において成績上位42名以内を第2次試験の受験資格とし、第2次試験において成績上位5名程度を合格者とする。

#### 9 試験結果の通知

第1次試験の結果は平成13年7月中旬に、第2次試験の結果は同年9月中旬に、それぞれ協会から受験者に通知する。(通知日は各試験受験時に発表する。)

#### 10 入所の許可

協会は、第2次試験に合格した者に対し当協会教養センターへの入所を許可する。

この場合、入所を許可された者は直ちに下記の書類を同センターに直接郵送するか、又は別記の駐在員を経由して同センターに提出すること。

#### ア 戸籍謄本

イ 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書並びに本籍地の市区町村長が発行する身分証明書。

いずれも提出日前3か月以内に作成されたものに限る。ただし、入所を許可された日におい**20**歳に達していない者婚姻している者を除く。)及びきゅう務員についてはイの書類の提出は必要ない。

### 11 入所許可の取り消し

協会は、入所を許可した者で入所の日に受験資格体重から わが 込を超過した者については、入所の許可を取り消す。

### 12 養成期間

平成13年10月から平成15年9月までの2年間

#### 13 養成場所

当協会教養センター。ただし、養成期間の途中においてか月間の競馬場実習を行う。

#### 14 養成期間中の待遇等

(1)協会は、別に定めるところにより、養成期職競馬場実習の期間を除く。)中における訓練等に要する教材及び食事等の経費を負担する。ただし、その他の費用については、本人の負担とする。

(2)騎手候補生が訓練に起因する事故等により傷病にかかり、又は死亡した場合には、「地方競馬全国協会講習生災害補償給付規定」の定めるところにより災害補償給付を行う。

#### 15 就業予定競馬場の決定

地方競馬教養センター入所の際、就業予定競馬場が決定していない者は、競馬場実習の開始時までに就業予定競馬場を決定しなければならない。この場合において、協会は、必要に応じ本人の希望を聴取したうえ、主催者等に対し紹介を行うことがある。

### 16 騎手免許試験の受験

課程修了時に、当協会教養センターにおいて行われる騎手免許試験を受験することができる。

### 17 受験中の事故の取扱い

受験中に生じた傷害等の事故については、協会はその責を負わない。

#### 18 その他

以上の事項につき不明な点があれば、当協会教養センター又は別記の駐在員に問い合わせること。

## 在 員 名 簿

担当地区	氏 名	連:	絡 場 所	電話
北海道	藤堂守	地方競馬全国協会 駐在員事務所	〒001-0010 札幌市北区北十条西4-1(畜産会 館内)	(011) 747-0106
岩手県	菊池良治	岩手県競馬組合事務局	〒020-0884 盛岡市神明町3-29 (競馬会館)	(019) 625-2351
山形県	鏡 紀一郎	上山市競馬事務所	〒999-3101 上山市金瓶字湯坂山20-1	(023) 672-0373
新潟県	阿部善文	新潟県競馬組合事務局	〒950-3103 新潟市白勢町字古川2467	(025) 259-3260
栃木県	佐野源一	栃木県総務部公営競技課	〒321-0152 宇都宮市西川田2-1-1	(028) 658-0031
栃木県	小山英夫	足利市総務部公営事業課	〒326-0843 足利市五十部町313	(0284) 21-1211
群馬県	大井田 廣	群馬県競馬組合 境町トレーニングセンター	〒370-0102 群馬県佐波郡境町上渕名/39	(0270) 76-4321
埼玉県	川島一男	埼玉県浦和競馬組合 野田管理事務所	〒337-0977 浦和市上野田696	(048) 878-2473
千葉県	稲葉三磨	千葉県競馬組合事務局	〒273-0013 船橋市若松1-2-1	(047) 431-2156
東京都	名取 悟	地方競馬全国協会	〒106-8639 港区麻布台2-2-1	(03) 3583-2142
神奈川県	平田 清	神奈川県川崎競馬組合 小向駐在事務所	〒210-0902 川崎市幸区小向仲野町15-4	(044) 511-8449
石川県	盛田豊一	石川県競馬事業局	〒920-3105 金沢市八田町西1	(076) 258-5761
岐 阜 県	西川信義	岐阜県地方競馬組合事務局	〒501-6191 岐阜県羽島郡笠松町若葉町2	(058) 387-3601
愛 知 県	杉浦 了	愛知県競馬組合事務局	〒455-0069 名古屋市港区泰明町1-1	(052) 661-9791
兵 庫 県	山本龍二	兵庫県競馬組合 園田管理事務所	〒661-0951 尼崎市田能2-1-1	(06) 6491-0601
島根県	山田建男	益田市競馬事務局	〒698-0041 益田市高津4-7-1	(0856) 23-3733
広島県	沼田 薫	福山市競馬事務局	〒720-0823 福山市千代田1-1-1	(0849) 53-0828
高知県	細木康彦	高知県競馬組合事務局	〒781-0271 高知市長浜宮田2000	(088) 841-5123
佐 賀 県	坂井和美	佐賀県競馬組合事務局	〒841-0073 鳥栖市江島町字西谷3256-228	(0942) 83-4538
熊本県	宅間眞次	荒尾競馬組合事務局	〒864-0003 荒尾市宮内出目72	(0968) 62-4133
大分県	藤田亨	中津競馬組合事務局	〒871-0153 中津市大字大貞371	(0979) 32-2354

地方競馬全国協会 地方競馬教養センター (電話0287-36-5511) 〒329-2807 栃木県那須郡塩原町大字接骨木の3443

## 2.平成 12 年度第 2 回評議員会の開催

平成12年度第2回評議員会は2月28日(木)午前10時30分から世界貿易センタービルにおいて、農林水産省生産局森競馬監督課長、総務省自治財政局椎川地方債課長ほか関係係官の臨席を得て、評議員17名出席のもとに開催された。協会から諮問した平成13年度の事業計(産)、予算(案)、畜産振興補助事業実施計画(案)及び地方競馬全国協会業務方法書の一部変度)について審議し、原案通り了承された。

なお、この事業計画(案)及び予算(業)並びに地方競馬全国協会業務方法書の一部変更(案)は、平成13年3月15日付けで農林水産大臣の認可を得た。

## 3. 平成 13 年度 事業計画

地方競馬は、公正な競馬運営と競走内容の充実等により、各地域で多くのファンの支持を受け、特に最近は 交流競走の拡大と定着、広域場間場外発売の実施、電話投票の拡充等、ファンのニーズに応える振興策を推進 している。

一方、売得金額は、個人消費の低迷、雇用情勢の悪化等の厳しい経済環境の影響もあって、前年度を下回る 状況にあり、厳しさが増してきている。

地方競馬全国協会は、このような状況を踏まえ、地方競馬の公正かつ円滑な実施のための事業を行い、競馬事業の安定的発展を図るための競馬振興策を重点的に推進するとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための補助事業を一層の創意工夫を加えて実施する。

更に、協会の業務運営についても、より一層の改善、合理化に努める。

#### 1.地方競馬の公正確保と円滑な実施

- (1) 馬主及び馬の登録並びに調教師、調教師補佐及び騎手の免許を行うとともに、きゅう務員の設置認定に関し地方競馬主催者に協力する。
- (2) 調教師及び騎手の養成については、それぞれの課程を設け実施する。また、調教師、調教師補佐及び 騎手については、研修講座等の実施により再教育を図るとともに、事件、事故等の発生状況に応じ、必 要な競馬場における現地指導を実施する。
- (3) 地方競馬の開催に際し、裁決その他の競馬の実施実務を担当する専門職員を競馬場に派遣するほか、競馬実務担当者の研修を実施する。
- (4) 競走馬の資質の向上と競走内容の充実を図るため、指定交流競走、重賞・特別競走等の優勝馬の馬主、調教師、騎手等に対し会長賞を授与する。
- (5) 地方競馬における公正確保に関連する諸問題について調査及び検討を行う。
- 2.地方競馬の公正化促進と運営の改善のための事業に対する助成
  - (1) 地方競馬主催者等が競馬の公正確保又は運営の改善を図るために行う競馬場、競馬場関連施設等の整備事業に対し助成する。
  - (2) 地方競馬主催者等が運営の改善等を図るために行う診断調査事業に対し助成する。
  - (3) 地方競馬の運営の改善に資するため、地方競馬用施設貸付事業基金の拡充を図る事業に対し助成する。
  - (4) (財)地方競馬共済会が行う共済事業、(財)競馬保安協会が行う調査事業及び財)競走馬理化学研究所が 行う薬物検査事業に対し助成する。
  - (5) 地方競馬主催者、きゅう舎関係者等が行う研修会等に対して講師を派遣し、又は助成する。
  - (6) 場間場外発売を推進するため、交流競走に係る映像伝送事業に対し助成する。
- 3. 畜産振興事業に対する補助

国においては、「食料・農業・農村基本法」に基づき「食料・農業・農村基本計画」を定め、国内農業生産を食料供給の基本と位置付け、その維持、増大を図るため担い手の確保、生産性の向上等に取り組んでおり、この中にあって、畜産については、「新たな酪農・乳業対策大綱」を着実に実行するとともに、新たに策定した「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、「家畜改良増殖目標」、「飼料増産推進計画」等に即し、具体的な施策に取り組んでいるところである。

畜産振興補助事業の実施にあたっては、本事業が地域畜産の振興にとって重要なものとなっていることに鑑 み、国及び地方公共団体の畜産振興に関する方針に即して、次の事業に補助する。

- (1) 種馬の登録の推進、優良種雄馬や農用種雌馬の導入、馬の育成施設の整備等の馬の改良増殖推進事業
- (2) 畜産農家に対する経営指導を行うための経営診断や調査、情報収集・提供等の畜産経営技術指導事業

- (3) 乳用牛、肉用牛を始めとする各畜種の生産、防疫並びに環境保全等の畜産経営合理化事業
- (4) 食肉センターの改善等の家畜畜産物等流通合理化事業
- (5) その他畜産振興に係る事業及び馬事・畜産に関する普及啓発を推進するための事業

### 4.企画・調査及び競馬振興策の推進

- (1) 競馬及び畜産に関する諸情勢の調査分析を行う。
- (2) 交流競走、場間場外発売の拡大等により広域化が進展する状況の下での地方競馬の地域及び地域間に おける連携協調等について企画・調査し、必要な施策について関係者間の調整を図りつつ推進する。
- (3) ダート競走の地位及び魅力の向上を図るため、その体系化の更なる整備を図る。
- (4) ジャパンブリーダーズカップ競走の円滑な実施 10月31日、大井競馬場)に向け、具体的な実施計画を立案するための実行委員会の運営に当たる。
- (5) ダートグレード競走の広く効果的な認知を図るため、統一的なイメージによる情報提供を行うとともに、同競走の放映体制の整備を推進する。
- (6) 広域及びブロック内の場間場外発売並びに在宅投票を推進するため、情報提供の充実に努める。
- (7) 地方競馬共同在宅投票システムの拡充を図るため、引き続き同システムへの参画及び運営等について 主催者間と調整を図る。
- (8) 三連勝複式・単式勝馬投票法の導入及び生産者定義の変更に対応するため、地方競馬情報処理システムの改善を行う。

## 5.広 報

- (1) 地方競馬のイメージアップ及び畜産の普及啓発を図るため、月刊誌の発行等による広報活動を実施する。
- (2) インターネットのホームページを活用して、地方競馬に関する各種情報や各競馬場の出走表、オッズ、 競走結果、騎手や競走馬の成績等の最新情報を引き続き発信する。また、マスコミ等を通じた地方競馬 情報の充実を図るため、地方競馬の競走に係る情報提供を推進する。
- (3) 年間における成績の優秀な競走馬、調教師、騎手等の全国表彰(NARグランプリ)を引き続き実施する。

#### 6.国際会議への参加等

競馬の国際化に対応するため、アジア競馬会議、パリ国際競馬会議等への出席、地方競馬主催者等と外国の 競馬関係者との連絡調整、地方競馬の主要競走の紹介等を行う。

### 7. 監査及び考査の実施

補助事業又は助成事業の実施、管理及び運営の効果を判定するとともに、不当行為の防止を図るため、これらの事業に係る監査及び考査を実施する。

## 4.平成13年度予算

## 畜 産 振 興 業 務 勘 定

収入 支出

科	目	13年度	12年度	科目		13年度	12年度
		千円	千円			千円	千円
交付金収入		4,604,250	5,527,300	畜産振興補助事業費		3,150,705	3,657,918
受入利息		20,310	23,257	畜産振興事業費補助金		3,100,000	3,600,000
雑収入		8,771	89,749	畜産振興補助事務費		50,705	57,918
前年度繰越金受入		894,340	427,402	畜産振興事業費	<b>畜産振興事業費</b>		4,276
				繰入金		2,356,858	2,385,514
				管理勘定への繰入金		2,257,880	2,305,337
				退職給与引当金繰入		98,978	80,177
				予備費		20,000	20,000
収入合計		5,527,671	6,067,708	支出合計		5,527,671	6,067,708

## 競 馬 業 務 勘 定

収入
支出

科目	13年度	12年度	科目	13年度	12年度
	千円	千円		千円	千円
交付金収入	1,569,750	1,886,660	競馬業務費	1,222,283	1,217,248
競馬業務収入	26,537	27,950	登録業務費	46,139	33,412
登録料以入	21,315	22,415	免許業務費	11,030	11,913
免許手数料収入	3,176	3,212	調教師・騎手養成訓練業務費	179,628	204,888
専門職員派遣収入	2,046	2,323	専門職員養成訓練業務費	10,323	12,193
受入利息	6,669	7,139	専門職員派遣及びあっせん費	156,901	173,844
雑収入	3,517	83,994	競馬公正化促進事業費	718,262	680,998
前年度繰越金受入	451,394	56,623	競馬公正確保		
			・運営改善推進助成事業費	50,000	100,000
			競馬振興促進費	50,000	-
			繰入金	785,584	795,118
			管理勘定への繰入金	752,588	768,393
			退職給与引当金繰入	32,996	26,725
			予備費	50,000	50,000
収入合計	2,057,867	2,062,366	支出合計	2,057,867	2,062,366

## 管 理 勘 定

収入

科目	13年度	12年度	科	目	13年度	12年度
	千円	千円			千円	千円.
畜産振興業務勘定			管理費		2,657,776	2,712,702
から繰入金	2,257,880	2,305,337	企画広報費		322,692	331,028
競馬業務勘定から繰入金	752,588	768,393	予備費		30,000	30,000
収入合計	3,010,468	3,073,730	支出	合計	3,010,468	3,073,730
収入総合計	7,585,538	8,130,074	支出約	総合計	7,585,538	8,130,074

## 5.地方競馬全国協会業務方法書の一部変更

地方競馬全国協会業務方法書(昭和37年8月31日農林大臣認可)の一部を「新旧対照表」のとおり変更する。

附 則

- 1 この業務方法書の変更は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 変更後の業務方法書第52条の規定は、平成13年4月1日から適用する。

(注)新旧対照表については、読みやすくするため組み直したものを収録した。

新旧対照表

(原文縦書)

新

#### (調教師及び騎手の養成)

- 第52条 協会は、調教師又は騎手になろうとする者に対し、調教師又は騎手としての知識と技能を習得させ、併せて人格と良識のかん養を図るため、調教師課程及び騎手課程に区分して、毎年度、事業計画に基づき、協会の地方競馬教養センター(以下「教養センター」という。)又は協会が選定した競馬場において調教師及び騎手の養成を行う。
- 2 調教師又は騎手の養成期間は、その課程ごとに次の各号に規定する期間とする。
  - 1 調教師課程 <u>一か月</u>以内であつて会長が別 に定める期間
  - 2 <u>騎手課程</u> 二年 (削る。)
- 3 調教師又は騎手の養成は、調教師課程にあつては主催者が推薦した者のうちから協会が選定した者で第56条の入所の許可を受けたもの(以下「調教講習生」という。)について行い、<u>騎手課程</u>にあつては教養センターの入所試験に合格した者で同条の入所の許可を受けたもの(以下「騎手候補生」という。)について行う。

#### 4 (略)

#### 第74条 (略)

2 協会は、前項の細則を定めたときは、<u>生産局</u> 長に届け出るものとする。これを変更したとき も、同様とする。

#### (調教師及び騎手の養成)

第52条 協会は、調教師又は騎手になろうとする者に対し、調教師又は騎手としての知識と技能を習得させ、併せて人格と良識のかん養を図るため、調教師課程並びに長期騎手課程及び短期騎手課程に区分して、毎年度、事業計画に基づき、協会の地方競馬教養センター(以下「教養センター」という。)又は協会が選定した競馬場において調教師及び騎手の養成を行う。

IΗ

- 2 調教師又は騎手の養成期間は、その課程ごとに次の各号に規定する期間とする。
  - 1 調教師課程 <u>一箇月</u>以内であつて会長が別に 定める期間
  - 2 長期騎手課程 二年
  - 3 短期騎手課程 六箇月
- 3 調教師又は騎手の養成は、調教師課程にあつては主催者が推薦した者のうちから協会が選定した者で第56条の入所の許可を受けたもの(以下「調教講習生」という。)について行い、<u>長期騎手課程及び短期騎手課程</u>にあつては教養センターの入所試験に合格した者で同条の入所の許可を受けたもの(以下「騎手候補生」という。)について行う。

#### 4 (略)

#### 第74条 (略)

2 協会は、前項の細則を定めたときは、<u>畜産局長</u> に届け出るものとする。これを変更したときも、 同様とする。

## 6.地方競馬全国協会業務方法書の一部変更

地方競馬全国協会業務方法書(昭和37年8月31日農林大臣認可)の一部を「新旧対照表」のとおり変 更する。

附 則

この業務方法書は、平成13年4月1日から施行する。

(注) 新旧対照表については、読みやすくするため組み直したものを収録した。

新旧対照表

(原文縦書)

新 (登録の申請)

第4条 (略)

- 1、2 (略)
- 3 戸籍謄本(申請者が外国人である場合には、外 国人登録法(昭和27年法律第125号)に規定 する登録原票の写し)
- 4 (略)
- 4の2 世帯全員の住民票の写し又は外国人登録法 に規定する登録原票記載事項証明書
- 5 (略)
- 2 (略)
  - 1~5(略)
  - 6 その役員の戸籍謄本(その役員が外国人である 場合には、前項第3号に規定する登録原票の写し)
  - 7 (略)
  - 8 その役員に係る世帯全員の住民票の写し又は前 項第4号の2に規定する登録原票記載事項証明書
  - 9 (略)

#### (登録の公告等)

- 第11条 協会は、馬主登録をしたときは、第3条第 1項第1号(氏名に限る。)及び第3号並びに同条第 <u>2項第1号、第3号(代表者の氏名に限る。)及び第</u> 4号に掲げる事項を公告する。
- 2 協会は、登録事項のうち前項に掲げる事項を変更 したとき又は登録を抹消したときは、その旨を公告 する。
- 3 協会は、馬主登録をしたとき、登録事項を変更し たとき又は登録を抹消したときは、登録した事項 変更のあつた登録事項又は抹消した馬主の氏名若し くは名称及びその理由を主催者及び競馬会に通知す る。

#### (準用規定)

第19条 第9条、第10条の3及び第11条の規定 は、馬登録について準用する。この場合において、

(登録の申請)

第4条 (略)

- 1、2 (略)
- 3 戸籍謄本(申請者が外国人である場合には、そ の者の外国人登録に係る登録済証明書、以下単に 「登録済証明書」という。)

IΗ

- 4 (略)
- 4の2 世帯全員の住民票の写し又は登録済証明書
- 5 (略)
- 2 (略)
  - 1~5 (略)
  - 6 その役員の戸籍謄本(その役員が外国人である 場合には、登録済証明書)
  - 7 (略)
  - 8 その役員に係る世帯全員の住民票の写し又は登 録済証明書
  - 9 (略)

#### (登録の公告等)

第11条 協会は、<u>馬主登録をしたとき、第3条第1</u> <u>項第1号若しくは第2号又は同条第2項第1号から</u> 第3号までに掲げる事項の変更をしたとき、又は登 録を抹消したときは、その旨を公告するとともに、 登録した事項、変更のあつた登録事項又は抹消した 馬主の氏名若しくは名称及びその理由を主催者及び 競馬会に通知する。

#### (準用規定)

第19条 第9条、第10条の3及び第11条の規定 は、馬登録について準用する。この場合において、

新

第9条中「一万円」とあるのは「三千円」と、第1 0条の3中「第10条又は前条」とあるのは「第1 8条又は第18条の2」と、<u>第11条第1項</u>中「第 3条第1項第1号(氏名に限る。)及び第3号並びに 同条第2項第1号、第3号(代表者の氏名に限る。) 及び第4号」とあるのは、「第12条第1号、第2号 (特徴を除く。)第4号、第4号の2及び第5号」 と読み替えるものとする。

### (受験手続)

#### 第23条 (略)

1 住民票記載事項証明書(申請者が外国人である場合には、<u>外国人登録法に規定する登録原票記載</u>事項証明書又は旅券。以下同じ。)

2~5 (略)

## (免許証の記載事項の変更等の届出)

第29条 調教師又は騎手の免許を受けている者は、本籍、住所又は氏名を変更したときは、協会が別に定める様式の免許証記載事項変更届出書に、免許証及び本籍又は氏名を変更した場合にあつては戸籍抄本(外国人である場合には、第23条第1項第1号に規定する登録原票記載事項証明書)を、住所を変更した場合にあつては住民票の写し(外国人である場合には、第23条第1項第1号に規定する登録原票記載事項証明書)を添え、これを協会に提出しなければならない。

2 (略)

第9条中「一万円」とあるのは「三千円」と、第1 0条の3中「第10条又は前条」とあるのは「第1 8条又は第18条の2」と、<u>第11条中「第3条第 1項第1号若しくは第2号又は同条第2項第1号か</u> 6第3号まで」とあるのは「第12条第1号、第2 号、第4号<u>又は</u>第4号の2」と読み替えるものとする。

### (受験手続)

#### 第23条 (略)

1 住民票記載事項証明書(申請者が外国人である 場合には、<u>登録済証明書</u>又は旅券。以下同じ。)

2~5 (略)

#### (免許証の記載事項の変更等の届出)

第29条 調教師又は騎手の免許を受けている者は、本籍、住所又は氏名を変更したときは、協会が別に定める様式の免許証記載事項変更届出書に、免許証及び本籍又は氏名を変更した場合にあつては戸籍抄本(申請者が外国人である場合には、登録済証明書)を、住所を変更した場合にあつては住民票の写し(申請者が外国人である場合には、登録済証明書)を添え、これを協会に提出しなければならない。

2 (略)

## 7.地方競馬全国協会会則の一部改正

地方競馬全国協会の会則(昭和7年度規約第1号)の一部を「新旧対照表」のとおり改正する。 附 則

この規約は、平成13年4月1日から実施する。

(注)新旧対照表については、読みやすくするため組み直したものを収録した。

新旧対照表

(原文縦書)

新	IΒ
(公告) 第4条 協会の公告は、官報 <u>若しくは協会の会報</u> <u>(協会が設けるインターネットホームページを</u> <u>含む。)への掲載又は協会が定める掲示場所への</u> <u>掲示のいずれかの方法により</u> 行う。 <u>2 前項に定める公告の方法は、公告事項ごとに</u> 別に定める。	(公告) 第4条 協会の公告は、官報 <u>又は協会の発行する</u> 会報に掲載して行う。

## 8.地方競馬全国協会組織規程の一部改正

地方競馬全国協会組織規程(昭和7年度規約第2号)の一部を「新旧対照表」のとおり改正する。 附 則

この規約は、平成13年4月日から実施する。

(注)新旧対照表については、読みやすくするために組み直したものを収録した。

新旧対照表

(原文縦書)

新

第3条 企画部<u>に、広報室及び企画課</u>を置く。

- 2 総務部に、考査室<u>及び</u>次の<u>二課</u>を置 く。
  - 1 総務課
  - 2 経理課
- 3~6 (略)

第4条 (略)

- 2 <u>部長</u>は、会長の命を受け、部務を掌理する。
- 3 <u>所長は、会長の命を受け、所務を掌理</u> する。
- 第4条の2 広報室及び考査室に室長を、 研修館に館長を置く。
- 2 <u>室長は、部長の命を受け、室務(広報 室又は考査室の所掌事務をいう。以下同じ。)を処理する。</u>
- 3 <u>館長は、所長の命を受け、館務(研修</u> <u>館の所掌事務をいう。以下同じ。)を処</u> 理する。
- 4 企画部、総務部、畜産振興部及び地方 競馬教養センターに次長を置く。この場 合において、総務部には、次長2名を置 くことができる。
- 5 次長は、部長又は所長を助け、部務又 は所務(室務及び館務を除く。)を処理 するものとし、総務部に次長を2名置く 場合にあつては、次長は、それぞれ担当 を命ぜられた部務を処理する。

(削る。)

IΒ

第3条 企画部<u>に、企画課</u>を置く。

- 2 総務部に、<u>広報室及び</u>考査室<u>並びに</u>次 の三課を置く。
  - 1 総務課
  - 2 人事課
  - 3 経理課
- 3~6 (略)

第4条 (略)

2 <u>部長又は所長</u>は、会長の命を受け、部 務<u>又は所務</u>を掌理する。

- 第4条の2 広報室及び考査室に室長を、 <u>企画部、総務部、畜産振興部及び教養セ</u> <u>ンターに次長を、研修館に館長</u>を置く。
- 2 <u>広報室長は、部長の命を受け、広報室</u> の所掌事務を処理する。
- 3 <u>考査室長は、部長の命を受け、考査室</u> の所掌事務を処理する。
- 4 <u>企画部及び畜産振興部の次長は、部長</u> を助け、部務を処理する。
- 5 <u>総務部の次長は、部長を助け、部務(広</u> <u>報室及び考査室の所掌事務を除く。)を</u> 処理する。
- 6 教養センターの次長は、所長を助け、 所務(研修館の所掌事務を除く。)を処 理する。
- 7 館長は、所長の命を受け、研修館の所

新

(削る。)

第4条の3 検査役は、監事の監査の補佐 に関する事務を行う。

第4条の4 総務部に秘書役を置く。

2 秘書役は、部長の命を受け、役員の秘 書事務を行う。

第4条の5 (略)

2 調査役は、部長若しくは所長又は室長 の命ずる事務を処理する。

第7条 (略)

1~3 (略)

4 前3号に掲げるもののほか、会長が 特に命ずる事項の企画及び調査に関す ること。

(新設)

- 5 協会の広報に関すること。
- 6 地方競馬の広報宣伝に関すること。
- <u>7</u> 情報公開に関すること。
- 2 広報室においては、前項第5号から第 7号までに掲げる事務を行う。

第8条 (略)

1~11 (略)

- 12 現金、預金、有価証券及び物品の出 納及び保管に関すること。
- 13 (略)

(削る)

(削る)

<u>14</u> (略)(条項移動)

- 15 (略)(条項移動)
- 16 (略)(条項移動)
- <u>17</u> (略)(条項移動)
- 18 前各号に掲げるもののほか、他の部 <u>及び所</u>の所掌に属しない事項に関する

旧

掌事務を処理する。

第4条の3 総務部に秘書役を置く。

- 2 秘書役は、部長の命を受け、役員の秘 書事務を行う。
- 第4条の4 検査役は、監事の監査の補佐 に関する事務を行う。

第4条の5 (略)

2 調査役は、部長若しくは所長又は広報 室長若しくは考査室長の命ずる事務を処 理する。

第7条 (略)

1~3 (略)

4 その他、会長が特に命ずる事項の企 画及び調査に関すること。

第8条 (略)

1~11 (略)

- 12 現金、有価証券及び物品の出納及び 保管に関すること。
- 13 (略)
- <u>14</u> 協会の広報に関すること。
- <u>15</u> 地方競馬の広報宣伝に関すること。
- 16 協会の補助又は助成した事業(以下 「補助事業等」という。) の効果の測定 に関すること。
- 17 補助事業等の監査を行うこと。
- 18 前2号に掲げるもののほか、補助事 業等に関連し必要な考査を行うこと。
- 19 異議申立ての審査及び聴聞の主宰に 関すること。
- 20 前各号に掲げるもののほか、他の所 掌に属しない事項に関すること。

こと。

2 考査室においては、前項第14号から 第17号までに掲げる事務を行う。

新

第12条の2 (略)

1~4 (略)

- 2 研修館においては、前項各号に掲げる 事務のうち、次のものを行う。
  - 1 調教師の養成及び訓練並びに騎手の 訓練に関すること。
  - 2 専門職員の養成及び訓練に関するこ
  - 3 調教及び騎乗等に関する技術の調査 及び研究に関すること。
  - 4 第1号及び第2号に掲げる事務に係 るけい養馬の飼養管理に関すること。

別表

課の事務分掌

企画部

企画課

1~4 (略)

- 総務部
  - 1 総務課

1~5 (略)

(削る。)

(削る。)

<u>10</u>(略)

<u>11</u>(略)

12\_(略)

13\_(略)

14\_(略)

旧

2 広報室においては、前項第14号及び 第15号に掲げる事務を、考査室におい ては、前項<u>第16号から</u>第19号までに 掲げる事務を行う。

第12条の2 (略)

1~4 (略)

2 研修館においては、前項第1号に掲げ る事務(騎手の養成に関するものを除 く。)、同項第1号の2に掲げる事務、同 項第2号に掲げる事務及び同項第3号に 掲げる事務(同項第1号に掲げる事務(騎 手の養成に関するものを除く。) 及び同 項第1号の2に掲げる事務に係るけい養 馬の飼養管理に関するものに限る。)を 行う。

別表

課の事務分掌

一 企画部

企画課

1~4 (略)

- 総務部
  - 1 総務課

1~5 (略)

6 調教師、騎手、きゆう務員及び <u>競走馬</u>の褒賞に関すること。

7~9 (略)

- 10 前各号に掲げるもののほか、他 の所掌に属しない事項に関するこ ے.
- 2 人事課
  - 1 役員及び委員の任免に関するこ
  - 2 職員の採用、任免及び進退に関 すること。
  - 3 給与に関すること。
  - 4 職員の研修に関すること。
  - <u>5</u> 職員の賞罰に関すること。

6 競走の優勝馬の馬主、調教師、 騎手、きゆう務員等の褒賞に関す ること。

7~9 (略)

旧 新 6 服務規律に関すること。 <u>15</u> (略) 7 職員の労働条件の改善及び福利 <u>16</u>(略) 厚生に関すること。 17\_(略) 8 職員の厚生年金保険、健康保 険、雇用保険及び災害補償に関す ること。 9 労務管理に関すること。 18 (略) 19 前各号に掲げるもののほか、他 の所掌に属しない事項に関するこ ے 2 経理課 3 経理課 1~6 (略) 1~6 (略) 7 現金、預金及び有価証券の出納 7 現金及び有価証券の出納及び保 及び保管に関すること。 管に関すること。 8~16 (略) 8~16 (略) 三 事業推進部 事業推進部 1 事業課 1 事業課 1~3 (略) 1~3 (略) 2 情報課 2 情報課 1~4 (略) 1~4 (略) 審査部 四 審査部 1 登録課 1 登録課 1 馬主及び馬の登録に関するこ 馬主及び馬の登録に関すること。 2 馬主登録審査委員会の庶務に関 すること。 2 免許課 2 免許課 1、2 (略) 1、2 (略) 3 調教師・騎手免許試験委員会の 3 きゆう務員設置の認定に係る業 庶務に関すること。 務に関すること。 4 きゆう務員設置の認定に係る業 務に関すること。 畜産振興部 五 畜産振興部 1 振興第一課 1 振興第一課 1 (略) 1 (略) 2 前号に掲げるもののほか、他課 2 前号に掲げるもののほか、振興 第二課の所掌に属しない畜産振興 の所掌に属しない畜産振興事業の 事業の補助に関すること。 補助に関すること。 3 (略) 3 (略) 2 振興第二課 2 振興第二課 (略) (略) 教養センター 六 教養センター 1 庶務課 1 庶務課

1~5 (略)

1~5 (略)

新	IΒ
2 養成課	2 養成課
<u>1</u> (略)	騎手の養成に関すること。( 公正
_ ( ; /	部の所掌事務を除く。)
2 騎手候補生入所試験委員会の庶	The 2011 4- 4-33 Class (8)
務に関すること。	
	2
3 管理課	3 管理課
1、2 (略)	1 けい養馬の飼養管理に関するこ
	と。( 研修館の所掌事務を除く。)
	2 馬場、草地等の維持管理に関す
	ること。

## 9.地方競馬全国協会年度代表馬等表彰規程の一部改正

地方競馬全国協会年度代表馬等表彰規程 (平成 年度規約第5号)の一部を「新旧対照表」のとおり改正する。

附 則

この規約は、平成12年11月27日から実施し、平成13年度に行われる表彰から適用する。

新旧対照表 (原文縦書)

	제 비 >	) <del>M</del> 12	(亦文派自)
新		IΒ	
別表		別表	
サラブレッド系 <u>二歳</u> 最優秀馬		サラブレッド系 <u>三歳</u> 最優秀馬	
サラブレッド系 <u>三歳</u> 最優秀馬		   サラブレッド系 <u>四歳</u> 最優秀馬	
サラブレッド系 <u>四歳</u> 以上最優秀馬		サラブレッド系 <u>五歳</u> 以上最優秀馬	
アラブ系 <u>二歳</u> 最優秀馬		アラブ系 <u>三歳</u> 最優秀馬	
アラブ系 <u>三歳</u> 最優秀馬		アラブ系 <u>四歳</u> 最優秀馬	
アラブ系 <u>四歳</u> 以上最優秀馬		アラブ系 <u>五歳</u> 以上最優秀馬	
ばんえい最優秀馬		ばんえい最優秀馬	
最優秀牝馬		最優秀牝馬	
最優秀短距離馬		最優秀短距離馬	

## 10.地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則の一部改正

地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則(昭和37年度達第号)の一部を「新旧対照表」のとおり改正する。

附 則

この達は、平成13年4月1日から実施する。

(注)新旧対照表については、読みやすくするため組み直したものを収録した。

新旧対照表

(原文縦書)

新	田
第9条 方法書第11条(第19条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、協会が発行する会報に掲載し、又は協会が定める掲示場所へ掲示する。	第9条 方法書第11条(第19条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、協会が発行する会報に掲載する。

## 11.地方競馬全国協会免許事務細則の一部改正

地方競馬全国協会免許事務細則(昭和45年度達第5号)の一部を「新旧対照表」のとおり改正する。 附 則

この達は、平成13年4月1日から実施する。

(注)新旧対照表については、読みやすくするため組み直したものを収録した。

/ 医女然事 /

新旧	対 照 表 (原文縦書)
新	IΒ
	別記
, 免許試験実施要領	免許試験実施要領
第 2 (略)	第 2 (略)
1 (略)	1 (略)
2 騎手	2 騎手
(1) 新規受験者	(1) 新規受験者
事項	事項
実施方法	実施方法
第1次試験	第1次試験
第2次試験	第2次試験
身体	身体
(略)	(略)
(略)	(略)
学力	学力
(略)	(略)
人物	
(略)	(略)
(略)	(略)
技術	技術
(略)	(略)
(略)	(略)
(注1) (略)	(注1) (略)
(注2) 受験申請時に、 <u>騎手候補生</u> であつて当	(注2) 受験申請時に、長期騎手課程に係る騎
該試験に係る免許予定日までに同課程を	<u>手候補生</u> であつて当該試験に係る免許予定
修了する見込みの者については、地方競 馬教養センター所則第4条の規定による	日までに同課程を修了する見込みの者につ いては、地方競馬教養センター所則第4条
局教養センダー州則第4宗の規定による 四学期の実科の評価を行うために実施さ	の規定による四学期の実科の評価を行うた
四子期の美杯の評価を行うために美施される試験を技術の実技試験とする。	の規定による四字期の美科の評価を行つに めに実施される試験を技術の実技試験とす
1 いる中心(大) スポリクチ (大) 大口(大) 大口(大) というだい かいりょう	

る。

## 12.地方競馬全国協会調教講習生入所選考及び騎手候補生入所試験事務細則の一部改正

地方競馬全国協会調教講習生入所選考及び騎手候補生入所試験事務細則(昭和57年度達第5号)の一部を「新旧対照表」のとおり改正する。

附 則

この達は、平成13年4月1日から実施する。

新

(注)新旧対照表については、読みやすくするため組み直したものを収録した。

新旧対照表

(原文縦書)

第9条 方法書第54条第1項本文及び 第54条第2項本文に規定する調教講

習生の入所選考申請書、<u>騎手候補生の</u>受験申請書の様式は、それぞれ別記様 式第1及び第2のとおりとする。

2 (略)

様式第1 (略)

<u>様式第2</u> <u>別紙</u>のとおり

様式第3 (削る。)

旧

第9条 方法書第54条第1項本文及び第54条第2項本文に規定する調教講習生の入所選考申請書、長期騎手課程に係る騎手候補生(以下「長期騎手候補生」という。)の受験申請書及び短期騎手課程に係る騎手候補生(以下「短期騎手候補生」という。)の受験申請書の様式は、それぞれ別記様式第1から第3までのとおりとする。

2 (略)

様式第1 (略)

様式第2 別紙のとおり

<u>様式第3</u> (略)

注:様式は省略

## 13.地方競馬教養センター所則の一部改正

地方競馬教養センター所則(昭和54年度達第1号)の一部を「新旧対照表」のとおり改正する。 附 則

この達は、平成13年4月1日から実施する。

(注)新旧対照表については、読みやすくするため組み直したものを収録した。

新旧対照表

(原文縦書)

新

(教育科目及び授業時間数)

第3条 (略)

2 <u>騎手課程</u>に係る教育科目及び授業時間 数は、<u>別表1に定めるものを標準とし、</u> その細目は所長が定める。

(成績の評価)

- 第4条 成績の評価は、別表2に掲げる指 定科目(調教師課程にあつては、別に所 長が定める科目)について、<u>調教講習生</u> については<u>調教師課程</u>修了時に、<u>騎手候</u> <u>補生</u>については別表1の各学期毎に、所 長が行う。
- 2 (略)
- 3 評価の結果については、各課程修了後に、本人並びに主催者及び保証人(調教講習生にあつては、本人及び主催者)に通知する。ただし、<u>騎手候補生</u>の各学期ごとの評価の結果については、それぞれ当該学期の修了後に本人に通知する。
- 2 節 入所、<u>休養</u>、依願退所、修了等 (入所)

第5条 (略)

IΗ

(教育科目及び授業時間数)

第3条 (略)

2 <u>長期騎手課程及び短期騎手課程</u>に係る 教育科目及び授業時間数は、<u>別表1のと</u> <u>おりとし</u>、その細目は所長が定める。

(成績の評価)

- 第4条 成績の評価は、別表2に掲げる指定科目(調教師課程にあつては、別に所長が定める科目)について、<u>調教講習生及び短期騎手候補生(短期騎手課程に係る騎手候補生をいう。以下同じ。)</u>についてはそれぞれの課程修了時に、長期騎手候補生(長期騎手課程に係る騎手候補生をいう。以下同じ。)については別表1の各学期毎に、所長が行う。
- 2 (略)
- 3 評価の結果については、各課程修了後に、本人並びに主催者及び保証人(調教講習生にあつては、本人及び主催者)に通知する。ただし、長期騎手候補生の各学期ごとの評価の結果については、それぞれ当該学期の修了後に本人に通知する。
- 2 節 入所、<u>病気休養</u>、依願退所、修了等 (入所)

第5条 (略)

新

2 調教講習生及び騎手候補生は、入所の際、保護人の連署を得た誓約書(<u>調教講習生</u>については様式1、<u>騎手候補生</u>については様式2)を提出しなければならない。

(休養)

- 第6条 病気、負傷等で休養を希望する騎 手候補生は、<u>休養願</u>(様式3)を提出し て、所長の許可を受けなければならない。
- 2 所長は、前項の規定によるもののほか、 必要と認める者について<u>休養</u>を命ずることができる。

(帰所)

- 第7条 前条の規定により<u>休養</u>した者がその理由が消滅したときは、帰所願(様式4)を提出して所長の許可を受けなければならない。
- 2 (略)

(休学)

- 第7条の2 所長は、病気、負傷等で休養を要する騎手候補生について、その休養を要する期間が長期にわたるため第6条の規定による<u>休養</u>を許可し、又はこれを命ずることとした場合においてその者に立た場合においてその者にある課程の履修に支障を生ずるものと認めるときは、その者に対しができる。
- 2 (略)

(表彰)

第10条 (略)

1 (略)

- 2 皆勤したとき(<u>騎手候補生</u>に限る。)。
- 3 (略)

別表 1別紙のとおり別表 2別紙のとおり(様式 1 ) から (様式 8 )別紙のとおり

旧

2 調教講習生及び騎手候補生は、入所の際、保護人の連署を得た誓約書(<u>調教講習生及び短期騎手候補生</u>については様式1、<u>長期騎手候補生</u>については様式2)を提出しなければならない。

(病気休養)

- 第6条 病気、負傷<u>者</u>で休養を希望する騎 手候補生は、<u>病気休養願</u>(様式3)を提 出して、所長の許可を受けなければなら ない。
- 2 所長は、前項の規定によるもののほか、 必要と認める者について<u>病気休養</u>を命ず ることができる。

(帰所)

- 第7条 前条の規定により<u>病気休養</u>した者がその理由が消滅したときは、帰所願(様式4)を提出して所長の許可を受けなければならない。
- 2 (略)

(休学)

- 第7条の2 所長は、病気、負傷等で休養を要する騎手候補生について、その休養を要する期間が長期にわたるため第6条の規定による病気休養を許可し、又その地を命ずることとした場合においてを降るの当該回期に係る課程の履修に支障を生ずるものと認めるときは、その者できる。
- 2 (略)

(表彰)

第10条 (略)

- 1 (略)
- 2 皆勤したとき(<u>長期騎手候補生</u>に限 る。)。

3 (略)

別表 1別紙のとおり別表 2別紙のとおり(様式 1 ) から(様式 8 )別紙のとおり

注:別紙は省略

## 14.競馬関係事項

## 馬主および馬の登録数調べ

平成13年3月分

## 登録件数等

区分	登 録	抹 消	登録証	登録事項変更			
			再交付	住所	馬主	馬名	他
馬主	58	4	4	16			2
馬	825	297	0		402	8	10

## 競走種類別・年齢別の馬登録頭数

種別	4	7	地	ばん	*1	
年齢	サラ系	アラ系	小計	えい	計	
2 歳	600	87	687	0	687	
3 歳	45	15	60	0	60	
4 歳	49	1	50	0	50	
5 歳	14	0	14	0	14	
6歳以上	14	0	14	0	14	
計	722	103	825	0	825	

ただし、登録事項変更及び抹消については3月中に事務処理済みの件数である。

## 平成12年のきゅう舎関係者、競走馬等の年間表彰

協会は、調教師・騎手等表彰規程、きゅう務員表彰規程及び年度代表馬等表彰規程に基づき、次のとおり表彰対象を選定した。

なお、表彰式を平成13年2月8日(木)にNARグランプリ2000として目黒雅叙園にて行い、 賞品及び賞状を授与して表彰した。

## 最優秀調教師賞

都道県	氏名	
千葉	川島 正行	

## 最優秀騎手賞

都道県	氏名
千葉	石崎 隆之

### 特別賞

都道県	氏名		
岐阜	故	荒川	友司
職種:調教師			
神奈川	佐	々木	竹見
職種:騎手			

## ベストフェアプレイ騎手賞

都道県	氏名
岐阜	川原正一

### 優秀女性騎手賞

都道県	氏名
愛知	宮下瞳

### 優秀新人騎手賞

都道県	氏名
島根	御神本 訓史

## 年度代表馬

ベラミロード

### 部門別最優秀馬

サラブレッド3 歳最優秀馬	トーシンブリザード
サラブレッド4 歳最優秀馬	ミツアキサイレンス
サラブレッド5 歳以上最優秀馬	インテリパワー
アラブ3歳最優秀馬	クールテツオー
アラブ4歳最優秀馬	コウザンハヤヒデ
アラブ5歳以上最優秀馬	ワシュウジョージ
ばんえい最優秀馬	シマヅショウリキ
最優秀牝馬	ベラミロード
最優秀短距離馬	ベラミロード

### 特別表彰馬

ハイセイコー ファストフレンド

優秀調教師賞・優秀騎手賞・優秀きゅう務員賞

都道県	優秀調教師	優秀騎手	優秀きゅう務員
ばんえい	水上 勲	坂本・東一	永井 勝利
北海道	高岡 秀行	井上 俊彦	増田 亮
岩手	千葉 博	菅原 勲	上野 俊一
山形	横山 崇司	小国 博行	牧尾 二郎
新潟	津野 総夫	向山 牧	田丸 正道
栃木	室井 康雄	内田 利雄	齋藤 勤
群馬	法理 勝弘	水野 貴史	谷川 正夫
埼玉	野口  孝	見澤 譲治	奥山 健児
千葉	(最優秀調教師)	(最優秀騎手)	多田 圭治
東京	赤間 清松	的場 文男	鈴木 孝夫
神奈川	秋山 重美	森下博	三浦 秀夫
石川	青山 義明	中川雅之	藤田 浩幸
岐阜	粟津 豊彦	安藤 勝己	野村 秀男
愛知	国光 徹	吉田 稔	山ノ内 昭文
兵庫	森澤憲一郎	小牧 太	中西由太郎
島根	大賀 孝司	御神本 訓史	大賀 光男
広島	荻田 恭正	岡田 祥嗣	沖 孝義
高知	松木 啓助	北野 真弘	松木 幸喜
佐賀	真島 元徳	鮫島 克也	東好孝
熊本	工藤 榮一	牧野 孝光	上村 文雄
大分	鋤田 嵩	有馬 澄男	中畑 干城

## 平成 12 年度実施研修

平成12年度第2回新人騎手研修講座

期間 平成13年1月23日(火)~25日(木) 3日間

場所 地方競馬研修館

	1		
都道府県	氏名	都道府県	氏名
北海道	中村裕司	岐阜県	堺 克敏
"	板倉範明	<i>II</i>	土田龍也
岩手県	小林央幸	兵庫県	岩永健二
栃木県	山口盛弘	11	上野 馨
埼玉県	熊谷 満	<i>II</i>	鈴木優治
"	高橋哲也	高知県	宮川浩一
"	橋本直哉	佐賀県	倉富隆一郎
千葉県	篠田剛孝	熊本県	後藤孝鎮

平成12年度第4回騎手研修講座

期間 平成13年1月30日(火)~2月2日(金) 4日間

場所 地方競馬研修館

都道府県	氏名	都道府県	氏名
岩手県	石川夏子	兵庫県	清水貴行
新潟県	宮下康一	佐賀県	成松修一
"	酒井 忍		

平成12年度第2回馬場管理委員業務研修

期間 平成13年2月6日(火)~9日(金) 4日間

場所 地方競馬研修館 宇都宮競馬場

(財)競走馬理化学研究所 JRA競走馬総合研究所

主催者	氏名	主催者	氏名
埼玉県浦和競馬組合	山品恒郎	益田市	山下和成
石川県	中田昌和	中津市	福永政義

平成12年度騎手訓練

期間 平成13年2月23日(金)~3月9日(金) 15日間

場所 地方競馬研修館

都道府県	氏名	都道府県	氏名
岩手県	陶 文峰	島根県	中島勇樹
山形県	吉田晃浩	佐賀県	井上悦児
新潟県	佐々木敦司	熊本県	椎葉智昭

平成12年度ばんえい新人騎手訓練

期間 平成13年3月5日(月)~9日(金)

5 日間

場所 地方競馬研修館

都道府県	氏名	都道府県	氏名
北海道(市営)	明比進一	北海道(市営)	大塚剛

平成12年度第2回発走委員業務研修

期間 平成13年3月12日(月)~30日(金) 19日間

場所 地方競馬研修館 鍋掛牧場 大井競馬場

主催者	氏名	主催者	氏名
北海道	立川一郎	兵庫県競馬組合	進藤武敏

## 15. 畜産振興関係事項

## 平成13年度畜産振興補助事業の申請内容聴取会の開催

協会は、2月14日から3月13日までの間、平成13年度における畜産振興補助事業の申請内容について、 施設整備を行うもの及び新たに計画したもの等を重点に聴取した。

## 平成13年度畜産振興補助事業の実施計画について

協会は、平成12年度第2回評議員会に平成13年度畜産振興補助事業実施計画(案)を諮問し、次のとおり決定した。

### 平成13年度畜産振興補助事業実施計画

畜産振興補助事業の実施にあたっては、「平成13年度畜産振興補助事業の実施方針」に基づき、畜産振興事業補助実施要綱に定める事業区分毎に下表のとおり補助額として、効率的な事業の実施に努めるものとする。 なお、的確な事業運営を行うため、当該年度の売得金の推移を勘案しつつ、逐次選定するものとし、必要に応じ事業区分毎の額の変更を行うものとする。

事業区分	補助額(百万円)
馬の改良増殖推進事業	9 5 0
畜産経営技術指導事業	1,200
畜産経営合理化事業	6 0 0
家畜畜産物等流通合理化事業	1 5 0
その他畜産振興事業	2 0 0
合 計	3 , 1 0 0

## 16. 通 達

### 競馬法施行規則の一部改正について

#### (原文縦書)

農林水産省令第30号

競馬法(昭和23年法律第158号)第6条(同法第22条において準用する場合を含む。) 第13条 (同法第22条において準用する場合を含む。) 及び第16条(同法第22条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、競馬法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成13年1月18日

農林水産大臣 谷津 義男

競馬法施行規則の一部を改正する省令

競馬法施行規則(昭和29年農林省令第5号)の一部を次のように改正する。(新旧対照表参照) 附 則

この省令は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。 (注)新旧対照表については、読みやすくするため組み直したものを収録した。

### 新旧対照表

新

#### 第1条の4 (略)

#### 2 (略)

- 3 連勝単式勝馬投票法は、<u>枠番号二連勝単式勝馬投票法</u> 及び馬番号二連勝単式勝馬投票法並びに馬番号三連勝単 式勝馬投票法とする。
- 4 連勝単式勝馬投票法においては、<u>枠番号二連勝単式勝馬投票法及び馬番号二連勝単式勝馬投票法にあっては第一着及び第二着となった馬をその順位に従い一組としたものを、馬番号三連勝単式勝馬投票法にあっては第一着、第二着及び第三着となった馬をその順位に従い一組としたものを勝馬</u>とする。
- 5 連勝複式勝馬投票法は、<u>枠番号二連勝複式勝馬投票法</u> 及び普通馬番号二連勝複式勝馬投票法、拡大馬番号二連 勝複式勝馬投票法並びに馬番号三連勝複式勝馬投票法と する。
- 6 連勝複式勝馬投票法においては、<u>枠番号二連勝複式勝馬投票法及び普通馬番号二連勝複式勝馬投票法にあって</u>は第一着及び第二着となった馬を一組としたものを、拡大馬番号二連勝複式勝馬投票法にあっては第一着及び第二着となつた馬を一組としたもの、第一着及び第三着となった馬を一組としたもの並びに第二着及び第三着となった馬を一組としたものを、馬番号三連勝複式勝馬投票法にあっては第一着、第二着及び第三着となった馬を一組としたものを勝馬とする。

#### 第1条の4 (略)

- 2 (略)
- 3 連勝単式勝馬投票法は、<u>枠番号連勝単式勝馬投票法</u> 及び馬番号連勝単式勝馬投票法とする。

旧

- 4 連勝単式勝馬投票法においては、<u>第一着及び第二着</u> <u>となつた馬をその順位に従い一組としたものを勝馬</u>とする。
- 5 連勝複式勝馬投票法は、<u>枠番号連勝複式勝馬投票法</u> 及び馬番号連勝複式勝馬投票法(普通馬番号連勝複式勝 馬投票法及び拡大馬番号連勝複式勝馬投票法をいう。) とする。
- 6 連勝複式勝馬投票法においては、<u>枠番号連勝複式勝馬投票法及び普通馬番号連勝複式勝馬投票法にあつては第一着及び第二着となった馬を一組としたものを、拡大馬番号連勝複式勝馬投票法にあつては第一着及び第二着となった馬を一組としたもの並びに第二着及び第三着となった馬を一組としたもの並びに第二着及び第三着となった馬を一組としたものを勝馬とする。</u>

新	IΒ

- 7 <u>枠番号二連勝単式勝馬投票法</u>においては付録第一から付録第三までのいずれかの例により、<u>枠番号二連勝複式勝馬投票法</u>においては付録第三から付録第五までのいずれか(農林水産大臣が指定する中央競馬の競馬場における競走については、付録第一)の例により枠番号を付けるものとする。
- 8 前項の規定による枠番号は、<u>枠番号二連勝単式勝馬</u> 投票法及び<u>枠番号二連勝複式勝馬投票法</u>については、そ の馬の番号とみなす。

9 (略)

第1条の5 (略)

- 2 <u>枠番号二連勝単式勝馬投票法、馬番号二連勝単式勝馬投票法、枠番号二連勝複式勝馬投票法、普通馬番号二連勝複式勝馬投票法及び拡大馬番号二連勝複式勝馬投票法及び拡大馬番号二連勝複式勝馬投票法</u>法においては、第一着となった馬が二頭以上あるときは、これらの馬のうちいずれか任意の一頭を第二着の馬とみなす。
- 3 <u>拡大馬番号二連勝複式勝馬投票法</u>においては、第二 着となつた馬が二頭以上あるときは、これらの馬のうち いずれか任意の一頭を第三着の馬とみなす。
- 4 馬番号三連勝単式勝馬投票法及び馬番号三連勝複式勝馬投票法においては、第一着となった馬が三頭以上あるときは、これらの馬のうちいずれか任意の二頭を第二着の馬及び第三着の馬とみなし、第一着となった馬が二頭あるときは、これらの馬のうちいずれか任意の一頭を第二着の馬とみなし、第二着となった馬が二頭以上あるときは、これらの馬のうちいずれか任意の一頭を第二着の馬とみなす。

第1条の6 (略)

2 (略)

3 <u>馬番号三連勝単式勝馬投票法は、勝馬投票券発売開始の時に出走すべき馬が十頭以上である競走につき、馬番号三連勝複式勝馬投票法は、一勝馬投票券発売開始の時に出走すべき馬が十七頭以上である競走につき用いてはならない。</u>

別表第一 (第1条の9第5号、第1条の12第1号、第3条 第5号及び第6条の2第1号関係)

1~24 (略)

- 7 <u>枠番号連勝単式勝馬投票法</u>においては付録第一から付録第三までのいずれかの例により、<u>枠番号連勝複式勝馬投票法</u>においては付録第三から付録第五までのいずれか(農林水産大臣が指定する中央競馬の競馬場における競走については、付録第一)の例により枠番号を付けるものとする。
- 8 前項の規定による枠番号は、<u>枠番号連勝単式勝馬投票法</u>及び<u>枠番号連勝複式勝馬投票法</u>については、その馬の番号とみなす。

9 (略)

第1条の5 (略)

- 2 <u>連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法</u>においては、第一着となつた馬が二頭以上あるときは、これらの馬のうちいずれか任意の一頭を第二着の馬とみなす。
- 3 <u>拡大馬番号連勝複式勝馬投票法</u>においては、第二着となった馬が二頭以上あるときは、これらの馬のうちいずれか任意の一頭を第三着の馬とみなす。

第1条の6 (略)

2 (略)

別表第一 (第1条の9第5号、第1条の12第1号、第3条 第5号及び第6条の2第1号関係)

1~24 (略)

	旧
25 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第	25 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律
137号)第25条第1号、第6号若しくは第8号、第26条	第137号)第25条第1号 <u>若しくは第6号又は第26条第2号</u>
<u>第3号、第5号若しくは第6号又は第30条第2号(第7</u>	<u>の2若しくは第5号</u> に規定する罪
条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項	
<u>において準用する場合を含む。)、第9条第3項(第15</u>	
条の2の4第3項において準用する場合を含む。)及び	
<u>第9条の7第2項(第15条の4において準用する場合</u>	
<u>を含む。)に係る部分に限る。)</u> に規定する罪	
26~34 (略)	26~34 (略)

## 17. 告 示

## 競馬法第1条第2項及び第4項の規定に基づき、競馬を 行うことのできる市町の指定について

## (原文縦書)

総務省告示第199号

競馬法(昭和3年法律第158号)第1条第2項及び第4項の規定に基づき、競馬を行うことのできる市町を次のとおり指定する。

右の指定は、平成13年4月1日からその効力を生ずるものとする。

## 平成13年3月30日

総務大臣 片山 虎之助

			終務大臣 片山 虎之助
都道府県名	市町名	競馬を行うことができる期限	条件
北海道	旭川市 帯広市 北見市 岩見沢市	平成14年3月31日	競馬の実施については、一部事務組 合で施行すること。
岩手県	盛岡市 水沢市	同右	同右
山形県	上山市	平成15年3月31日	
栃木県	宇都宮市足利市	平成14年3月31日	
群馬県	高崎市	同右	競馬の実施については、一部事務組 合で施行すること。
埼玉県	浦和市	同右	同右
千葉県	船橋市 習志野市	同右	同右
神奈川県	川崎市	同右	同右
新潟県	新潟市 三条市 豊栄市	同右	同右
石川県	金沢市	同右	
岐阜県	羽島郡岐南町 同郡笠松町	同右	競馬の実施については、一部事務組 合で施行すること。
愛知県	名古屋市 豊明市	同右	同右
島根県	益田市	同右	
広島県	福山市	同右	
高知県	高知市	同右	競馬の実施については、一部事務組 合で施行すること。
佐賀県	鳥栖市	同右	同右
熊本県	荒尾市	同右	同右
大分県	中津市	同右	同右

## 18.地方競馬役員職員の人事異動について

【役員の退任】 (平成3年3月31日付け)

非常勤監事 古市良彦

【役員の就任】 (平成3年4月1日付け)

非常勤監事 廣瀬洋三

【職員の退職】 (平成3年3月31日付け)

田内昂作 (総務部長) 安斎正三 (公正部長) 須田 孝 (考査室長)

【配置換】 (平成3年4月1日付け)

総務部長 坂本 勉(企画部長)

公正部長 蒲 莞爾 (公正部首席発走専門役

考查室長 小林 武 (畜産振興部次長 企画部長 早川平八 (企画部次長)

事業推進部長 善平朝雄 (総務部付・(財)畜産近代化リース協会出向 地方競馬研修館長 加藤 博 (総務部付・(財)畜産近代化リース協会出向

注:氏名の括弧内は異動前の役職等

# 19.できごと

## 平成13年1月~3月

1月11日	NARグランプリ2000 優秀馬選定委員会
	ダート競走格付け委員会
1月12日	NARグランプリ2000 表彰者選定委員会
2月8日	N A R グランプリ2000 表彰式(目黒雅叙園)
2月28日	平成12年度第2回評議員会(貿易センタービル)
3月6日	ダート競走格付け委員会
3月7日	第5回馬主登録審査委員会
3月15日	第4回免許試験委員会
	第77期騎手課程入所試験委員会
3月29日	第73期長期騎手課程修了式